

いじめ防止等対策の取り組みについて

茨城工業高等専門学校

	点検項目	令和7年度取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	3月に全教職員を対象としていじめ防止等の理解度確認テストを行い、いじめ問題に関する認識をあたらめて確認した。	引き続き、全教職員を対象として「いじめ理解度チェック」を実施し、「いじめ」の定義や認知に関する共通理解の徹底を図るとともに、いじめを見逃さないための継続的な意識啓発に取り組む。	
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	年間計画を策定し、2ヶ月に1度、いじめ対策委員会を開催し、対応方針を検討のうえ情報共有をはかり、議事録を作成した。	引き続き、年間計画に基づき2ヶ月に1度「学校いじめ対策委員会」を開催し、事案や学生に関する情報共有及び対応方針の検討を行う。また、いじめの相談・通報があった場合には、速やかに臨時の委員会を開催するなど、組織的かつ迅速な対応を徹底する。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ防止等の理解度確認テストの実施により、教職員に対する研修とした。	引き続き、「いじめ理解度チェック」を実施し、教職員がいじめの定義や対応方法について正しく理解できるよう、継続的な意識啓発を行う。また、必要に応じて具体的な事例を取り入れるなど、研修内容の充実を図る。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	ホームページ、サイボウズに掲載し、全教職員に周知している。	引き続き、ホームページ及びサイボウズへの掲載を通じて、「学校いじめ対策委員会」の職務内容を全教職員に周知するとともに、必要に応じて掲載内容を見直し、確実な周知に努める。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年度初めに計画を定め、サイボウズを通じて全教職員に情報共有した。	引き続き、年度初めに「学校いじめ防止プログラム」を策定し、サイボウズを通じて全教職員への周知を徹底する。また、実施状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行う。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	学生委員会（学生健康センター）や寮務委員会で教職員の相談を吸い上げる体制をとっている。	引き続き、学生委員会（学生健康センター）や寮務委員会等を通じて教職員からの相談や情報を把握するとともに、いじめが疑われる事案や学生の気になる様子を把握した場合には、速やかに「学校いじめ対策委員会」へ報告・情報共有することを徹底する。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	ホームページ、サイボウズなどを通じて全教職員に公開し、重大事態に対する対応も規則等で定めている。	引き続き、ホームページ及びサイボウズ等を通じて「重大事態」の定義や対応について全教職員への周知を図るとともに、重大事態が発生した場合に、「学校いじめ対策委員会」が迅速かつ適切に調査・対応できるよう、対応手順及び役割分担の確認を行う。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	学内サーバーに関係教員のみ閲覧できるデータがあり、共有できる体制としている。	引き続き、個人情報の取扱いに十分留意しつつ、いじめ事案に関する学生の状況や指導経過等について、関係教職員間で適切かつ確実に情報共有できる体制を維持する。	
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和7年度の実績やマニュアルを検証し、令和8年度の計画を立案した。	引き続き、年度ごとの取組実績や対応事例を踏まえ、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム及び早期発見・事案対処のマニュアルの実効性を検証し、必要に応じて見直しを行い、翌年度の実施計画に反映する。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	年間計画に基づいてアンケートを実施して、学校いじめ対策委員会等で共有を図っている。	引き続き、年4回以上のアンケートを計画的に実施し、学生からの訴えや気になる回答を確実に把握するとともに、「学校いじめ対策委員会」等で速やかに情報共有し、早期発見・早期対応につなげる。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	SC及びS S Wは必要に応じ委員として参加を求めるとし、学生健康センターを通して情報共有可能な体制となっている。	引き続き、必要に応じてSC及びSSWに「学校いじめ対策委員会」への参加を求めるとともに、学生健康センターを通じて関係教職員との情報共有を図り、専門的な知見を活用した適切な対応につなげる。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	非行防止講演会やサイバー犯罪防止講演会等において、いじめに関連させた内容の講演会を実施した。	引き続き、非行防止講演会やサイバー犯罪防止講演会等の機会を活用し、いじめの防止や適切な対応について学生が理解を深めることができる研修を年1回以上実施する。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	全校集会など都度、学生主事より説諭している。	引き続き、全校集会等の機会を活用して学生への周知・指導を行い、いじめに対する学生の理解を深める。	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学生の間でいじめ防止の意識があり、学生会を中心に企画を検討している。	学生会を中心に、文化祭においていじめ防止啓発用のポケットティッシュを配布するなど、学生が主体となたいじめ防止の取組を実施する。	R8年10月
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学校いじめ防止基本計画及び取組状況をHPで公開している。	引き続き、学校いじめ防止基本計画及び取組状況をホームページで公開し、保護者への周知を図るとともに、いじめ防止に関する理解と協力を得られるよう努める。	
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	学校いじめ対策委員会にていじめが認知された場合には、被害者・加害者及びその保護者に対し学内対応方針を伝えることとしている。	引き続き、いじめが認知された場合には、「学校いじめ対策委員会」において対応方針を決定し、被害・加害双方の学生及び保護者に対して、状況や対応方針を速やかかつ丁寧に説明する。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	年度計画や規則整備をして、連携・協力体制を整えている。	引き続き、外部有識者等との連携・協力体制を維持する。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	いじめ等問題があれば、茨城県警ひたちなか署生活安全課へ相談する体制が整っている。	引き続き、警察等の関係機関との連携体制を維持し、犯罪行為に該当することが疑われる事案が発生した場合には、速やかに情報共有・相談を行い、適切に対応する。	